

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

1. 目的

本要領は、福岡県県土整備部発注工事において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場（※1）を適用して、受発注者間の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理することを目的とする。

（※1）遠隔臨場とは、スマートフォンやタブレット等のモバイル端末（ウェアラブルカメラ（※2）を含む）を用いた映像と音声の双方向通信により「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。

（※2）ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル:Wearable）なデジタルカメラの総称である。一般的な Android や i-Phone 等のモバイル端末を使用することも可能である。

2. 試行対象工事

試行対象工事は、段階確認・材料確認又は立会が必要な全ての工事とする。

3. 発注方式

- 1) 発注者指定型：当初設計金額 5,000 万円以上の工事を対象とし、原則、遠隔臨場を実施するものとする。
ただし、発注者が必要と認める場合は、現場臨場とすることができる。なお、実施できない場合は、通信状態が悪い等の合理的理由を示した工事打合簿を提出すること。
- 2) 受発注者協議型：発注者指定型以外の工事を対象とし、受発注者協議により実施の有無を決定する。

4. 適用範囲

本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、『土木工事共通仕様書』に定める「段階確認」、「材料確認」と「立会」を実施する場合に適用し、発注者は、試行対象工事であることを入札参加者に知らせるため、「特記仕様書」に明示するものとする。

1) 段階確認

- ・ 遠隔臨場による段階確認は、『土木工事共通仕様書』、「第3編 土木工事共通編 第1章 総則」、「第1節 総則」、「3-1-1-4 監督員による確認及び立会等」に定める「7.段階確認の臨場」において、「監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。」事項に該当し、モバイル端末の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確認することである。

- ・ 『土木工事施工管理の手引き』 「第3編 施工管理」 「3-4 段階確認一覧表」 の「確認項目」のうち、斜太字で記載されている項目を遠隔臨場の対象項目とする。
- ・ 前項の「対象項目」以外の段階確認についても、モバイル端末の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、監督員が確認するために十分な情報を得ることができた場合には、遠隔臨場に代えることができるものとする。

2) 材料確認

- ・ 遠隔臨場による材料確認は、『土木工事共通仕様書』、「第2編 材料編 第1章 一般事項」、「第2節 工事材料の品質」の「1.一般事項」及び「4.見本・品質証明資料」による品質確認に該当し、この場合における監督員が現場臨場にて行う行為に、モバイル端末の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確認することである。
- ・ 『土木工事施工管理の手引き』 「第3編 施工管理」 「4-4 材料承認・材料確認が必要な材料一覧表」の現場確認が必要な項目を遠隔臨場の対象項目とする。
- ・ モバイル端末の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、監督員が確認するために十分な情報を得ることができた場合に、遠隔臨場に代えることができるものとする。

3) 立会

- ・ 遠隔臨場による立会は、『土木工事共通仕様書』、「第1編 共通編 第1章 総則」、「1-1-1-2 用語の定義」に定める「36.立会」において「立会とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」事項に該当し、この場合における監督員が現場臨場にて行う行為に、モバイル端末の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確認することである。
- ・ モバイル端末の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、監督員が確認するために十分な情報を得ることができた場合に、遠隔臨場に代えることができるものとする。

上記1)～3)において、監督員は、本要領に記載されている内容を確認及び把握するために資料等の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

受注者は、本要領に記載されている内容を確認、把握する上で必要な準備、人員及び資機材等の提供ならびに、必要とする資料を整備するものとする。

監督員が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、現場臨場での「段階確認」、「材料確認」、「立会」を実施する。

5. 「建設現場の遠隔臨場」利用マニュアル

遠隔臨場を実施するときは、【別紙1】の「建設現場の遠隔臨場」利用マニュアルを参考にすること。

実施方法は次の1)～2)による。

1) 事前準備

- ・ 遠隔臨場に使用するモバイル端末の機器は、監督員と協議を行い、受注者が準備するも

のとする。

- ・ 受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、監督員と実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について協議を行う。
- ・ 遠隔臨場の実施時間は、監督員の勤務時間内とするが、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

2) 遠隔臨場の実施及び記録と保存

- ・ 受注者は、事前に監督員との双方向通信の状況について確認を行う。また、必要な準備、人員及び資機材等を提供する。
- ・ 受注者は、記録にあたり必要な情報を読み上げ、監督員による実施項目の確認を得ること。
- ・ 受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。監督員が映像と音声の録画を必要とする場合は、監督員が使用するパソコンにて録画する。

6. 試行対象工事における措置

1) 費用

遠隔臨場を実施するにあたり必要となる費用については、技術管理費の率分に含むものとし、別途計上は行わない。

2) 工事成績評定での取り扱い

「発注者指定型」および「受発注者協議型」のいずれの発注方式においても、本要領に基づき、全体又は一部で遠隔臨場を行った場合、係長が成績評定を行う工事成績評定の「5 創意工夫」の項目の内、【施工に伴う機械器具・工具・装置類に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫】において、1点加点する。なお、実施できない場合でも、減点を行わない。

7. 効果の把握

受注者は遠隔臨場を実施した場合、【別紙2】の遠隔臨場の事例集を作成し、工事完成図書とともに提出することとする。また、試行対象工事について、アンケート調査を実施する場合、受注者は調査に協力しなければならない。

8. 留意事項

- ・ 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- ・ 受注者は、モバイル端末で撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があるため留意すること。
- ・ 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- ・ 受注者は、公的ではない建物の内部等、見られることが予定されていない場所が映り込まないように留意すること。
- ・ 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年11月25日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

建設現場の遠隔臨場 試行工事について(発注者指定型)

END

- 第1条 本工事は、県土整備部発注工事において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理することを目的とした試行工事である。
- 第2条 試行内容については、別紙「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を参照すること。
- 第3条 本工事は、原則、遠隔臨場を実施するものとする。
実施できない場合、実施不可の理由を記載した工事打合簿を提出すること。
(通信状態が悪いなどの合理的理由)

END

建設現場の遠隔臨場 試行工事について(受発注者協議型)

END

- 第1条 本工事は、県土整備部発注工事において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理することを目的とした試行工事である。
- 第2条 試行内容については、別紙「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を参照すること。
- 第3条 本工事は、受注者と発注者が協議を行い、実施の有無を決定するものとする。

END